

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：令和7年11月26日（水） 午後2時00分から
場所：東広島市消防庁舎 講堂

<次第>

- 1 総合評価落札方式一般競争入札の改正について
(令和8年4月1日以降適用開始) 【契約課】 1
- 2 年間維持管理業務における一抜け方式による入札について
(令和8年4月1日以降適用開始) 【契約課】 5
- 3 地域条件付一般競争入札の試行導入について
(令和8年4月1日以降適用開始) 【契約課】 6
- 4 ランダム係数による入札不調への対策について
(令和8年4月1日以降適用開始) 【契約課】 7
- 5 災害実績条件付一般競争入札の中止について
(令和8年3月31日で運用中止) 【契約課】 8
- 6 災害復旧工事の発注に係る運用の廃止について
(令和8年4月1日以降適用開始) 【契約課】 9
- 7 災害復旧工事に係る積算内訳書の簡略化の廃止について
(令和8年4月1日以降適用開始) 【契約課】 10
- 8 積算内訳書に記載する項目の追加について 【契約課】 11
- 9 工事成績条件付一般競争入札について
(令和8年6月1日以降適用開始) 【契約課】 12
- 10 東広島市週休2日運用工事等実施要領の一部改正について
(令和8年1月1日以降適用開始) 【検査課】 14
- 11 その他
(1) 発注見通し等の公表対象の変更について 【契約課】 17
- 12 質疑応答

東広島市
総務部 検査課 TEL082-420-0950
総務部 契約課 TEL082-420-0930

1 総合評価落札方式一般競争入札の改正について

1 趣旨

価格と品質で総合的に優れた調達の推進を図るため、令和8年度も引き続き総合評価落札方式一般競争入札を実施する上で、評価内容の見直し等の改正を行います。

2 発注対象工事

(1) 簡易I型

工事実績のほか、簡易な施工計画を求め評価するもの。

(2) 簡易II型

工事実績を中心に評価項目を設定し評価するもの。

3 改正点

(1) 技術力を適正に評価するため、次の見直しを行います。

ア 加算点

換算点を20点から30点に改正します。

東広島市建設工事総合評価落札方式実施要領

令和7年度	令和8年度
加算点とは、入札者が提出した技術資料等に基づき評価し算出した加算点を <u>20</u> 点満点で換算したものとする。 ----- (例) 除算方式の場合 技術評価点=加算点+標準点(100点) 評価値=技術評価点/入札価格×1,000,000 ※加算点= <u>20</u> ×(各業者の点数/各評価項目の合計)	加算点とは、入札者が提出した技術資料等に基づき評価し算出した加算点を <u>30</u> 点満点で換算したものとする。 ----- (例) 除算方式の場合 技術評価点=加算点+標準点(100点) 評価値=技術評価点/入札価格×1,000,000 ※加算点= <u>30</u> ×(各業者の点数/各評価項目の合計)

イ 評価項目

(ア) 工事成績評定点

配点を3.0点から5.0点に改正します。

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）

評価項目	評価基準	令和7年度配点	令和8年度配点
工事成績評定点 (3年間の平均)	平均工事成績評定点85点以上	<u>3.0</u> 点	<u>5.0</u> 点
	平均工事成績評定点65点～85点未満	<u>3.0</u> ×(平均工事成績評定 点-65)/20	<u>5.0</u> ×(平均工事成績評定 点-65)/20
	平均工事成績評定点65点未満又は 実績なし	0点	0点

(イ) 災害対応活動の有無

評価対象年度及び受注実績の回数を改正します。

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）

令和7年度		令和8年度	
内容	配点	内容	配点
災害協定を締結し、かつ、 <u>令和元年度から令和7年度までの災害復旧工事の受注実績を10回以上有する者</u>	2.0点	災害協定を締結し、かつ、 <u>令和3年度から令和8年度までの災害復旧工事の受注実績を5回以上有する者</u>	2.0点
災害協定を締結し、かつ、 <u>令和元年度から令和7年度までの災害復旧工事の受注実績を5回以上有する者</u>	1.5点	災害協定を締結し、かつ、 <u>令和3年度から令和8年度までの災害復旧工事の受注実績を3回以上有する者</u>	1.5点
災害協定を締結し、かつ、 <u>令和元年度から令和7年度までの災害復旧工事の受注実績を3回以上有する者</u>	1.0点	災害協定を締結し、かつ、 <u>令和3年度から令和8年度までの災害復旧工事の受注実績を1回以上有する者</u>	1.0点
災害協定を締結し、かつ、 <u>令和元年度から令和7年度までの災害復旧工事の受注実績を1回以上有する者</u>	0.5点	—	—
災害協定を締結している者	0.25点	災害協定を締結している者	0.25点
災害協定を締結していない者	0点	災害協定を締結していない者	0点

(ウ) 施工体制

調査基準価格未満での入札であっても、前年度に完了検査を受けた低入札工事の工事成績が全て80点以上であれば、5点を加点する制度を廃止します。

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）

令和7年度		令和8年度	
7. 総合評価に関する事項		7. 総合評価に関する事項	
キ 施工体制について		キ 施工体制について	
評価項目	評価基準	評価項目	評価基準
調査基準価格に基づく施工体制の確保（注20）	調査基準価格以上での入札	調査基準価格以上での入札	5.0
	調査基準価格未満での入札	調査基準価格未満での入札	0.0
注20 (1) 略 (2) <u>調査基準価格未満の入札者のうち、前年度に完了検査を受けた東広島市発注の低入札工事（同一業種に限る。）の工事成績評定が全て80点以上であった者は、調査基準価格以上での入札者と同様に評価する。</u> (3) <u>当該工事を調査基準価格以上で入札した者について、加点評価する。ただし、当該工事を調査基準価格未満で入札した者について、前年度に完了検査を受けた東広島市発注の低入札工事（同一業種に限る。）の工事成績評定がすべて80点以上であった者は、加点評価をするものとする。</u>		注20 (1) 略 (2) 削除 (3) 削除	

(2) 簡易Ⅱ型において、技術資料の提出を求める対象者を評価値の高い上位3者から上位2者とします。

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）

令和7年度	令和8年度
8. 自己採点方式 (2) 作成・提出 【簡易Ⅱ型】 公告に定める期間、方法により自己採点表を提出すること。開札後、市において提出された自己採点表と入札価格をもとに評価値を算出し、 <u>評価値の高い上位3者</u> に対し技術資料の提出を求める。	8. 自己採点方式 (2) 作成・提出 【簡易Ⅱ型】 公告に定める期間、方法により自己採点表を提出すること。開札後、市において提出された自己採点表と入札価格をもとに評価値を算出し、 <u>評価値の高い上位2者</u> に対し技術資料の提出を求める。

(3) 地域貢献の実績など評価の対象とする年度を改正します。

4 適用日

令和8年4月1日以降に公告する案件から適用します。

令和8年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点

区分	評価項目	配点	土木一式		左記以外 (建築一式、舗装、その他)	
			市内本店 のみ	市外 参加可	市内本店 のみ	市外 参加可
I型 1.施工計画	(1)施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
	(2)工期設定の適切性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
	(3)施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)		△ (1項目以上選択)	
	(4)品質の確認方法、管理方法の適切性					
	小計		6~10点		6~10点	
2.企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年間) ※1	2点	○	○	○	○
	(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均) ※2	5点	○	—	○	—
	(3)建設キャリアアップシステムへの事業者登録 状況	0.5点	○	○	○	○
	(4)当該業種で優良建設工事表彰に該当(直近3 年間) ※3	1点	○	—	○	—
	小計		8.5点	2.5点	8.5点	2.5点
3.配置予定技術者 の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 (専門資格を含む) ※4	1点	○	○	○	○
	(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工 経験の有無 (直近15年間) ※1	1点	○	○	○	○
	(3)施工経験工事の従事形態 ※5	1点	○	○	○	○
	(4)継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○
	(5)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活 用	1点	○	○	○	○
	小計		5点	5点	5点	5点
I型 II型 4.地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	1点	—	○	—	○
	(2)東広島市域内における同種・類似工事の元 請施工実績(直近15年間) ※1	1点	—	○	—	○
	小計		—	2点	—	2点
5.地域貢献の実績	(1)災害対応活動の有無 ※6	2点	○	—	△ (協定締結のみ 0.25点)	—
	(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制 度)における活動実績の有無 (前年度)	0.25点	○	○	○	○
	(3)東広島市公園里親制度活動の実績の有無 (前年度)	0.5点	○	○	○	○
	(4)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	1点	○	○	○	○
	(5)市内資材販売業者からの指定資材調達割合	1点	○	○	○	○
	小計		4.75点	2.75点	3点	2.75点
6.社会貢献	(1)障害者雇用の状況 ※7	0.25点	○	○	○	○
	小計		0.25点	0.25点	0.25点	0.25点
7.施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保 ~(前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て 良好であった者は調査基準価格以上と同様に加点)~※8	5点	○	○	○	○
	小計		5点	5点	5点	5点
	合計		23.5~ 33.5点	17.5~ 27.5点	21.75~ 31.75点	17.5~ 27.5点

※1 平成23年4月1日以降に完成した元請施工実績を評価の対象とする。

※2 令和5年度から令和7年度までの同一工種の平均点とする。

(ただし、令和8年5月31日以前に公告を行う案件は、令和4年度から令和6年度までの平均点とする。)

区分	得点
平均工事成績評定点85点以上	5.0
平均工事成績評定点65点~85点未満	5.0 × (平均工事成績評定点-65)/20

65点未満の者は、0点とする。

※3 令和5年度から令和7年度までの表彰を評価対象とし、配点は次のとおりとする。

優良建設工事特別表彰(5年連続で優良建設工事表彰) 1.0、優良建設工事表彰 0.5

※4 技術者資格の配点は次のとおりとする。

専門資格設定ありの場合：専門資格あり 1.0、専門資格なし・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25

専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

※5 3.(2)において評価した場合に評価の対象とする。

※6 加点を行う災害復旧工事の受注実績対象年度は、令和3年度から令和8年度とする。

災害対応活動の配点は次のとおりとする。

5回以上 2.0、3回以上 1.5、1回以上 1.0、協定締結のみ 0.25

※7 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく雇用義務がない者にあっては、入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開示日前に連続して3か月以上存すること)がある場合に評価の対象とする。

※8 調査基準価格未満の応札者のうち、前年度に完了検査を受けた同一工種での低入札工事の工事成績評定が全て80点以上であった者は、調査基準価格以上での応札者と同様に評価する。

2 年間維持管理業務における一抜け方式による入札について

1 趣旨

令和5年度から、市内業者の幅広い受注機会を確保することにより市内経済の好循環を図ることを目的に、道路河川等維持管理業務において試行導入している一抜け方式による入札を引き続き実施します。

2 一抜け方式とは

一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより、順次その後の案件の落札者を決定する入札方式です。

3 対象案件

令和8年度の道路河川等維持管理業務 ※令和7年度中に発注するものに限る。

参考：令和7年度道路河川等維持管理業務一覧（令和6年度公告）

No.	業務名	発注単位	業種・認定等級	
1	西条町1工区道路河川等維持業務	西条町	土木一式工事 A、B、C	
2	西条町2工区道路河川等維持業務			
3	西条町3工区道路河川等維持業務			
4	西条町4工区道路河川等維持業務			
5	八本松町1工区道路河川等維持業務	八本松町		
6	八本松町2工区道路河川等維持業務			
7	志和町1工区道路河川等維持業務	志和町		
8	志和町2工区道路河川等維持業務			
9	高屋町1工区道路河川等維持業務	高屋町		
10	高屋町2工区道路河川等維持業務			
11	高屋町3工区道路河川等維持業務			
12	黒瀬町1工区道路河川等維持業務	黒瀬町		
13	黒瀬町2工区道路河川等維持業務			
14	黒瀬町3工区道路河川等維持業務			
15	福富町道路河川等維持業務	福富町 豊栄町 河内町		
16	豊栄町道路河川等維持業務			
17	河内町道路河川等維持業務			
18	安芸津町1工区道路河川等維持業務	安芸津町		
19	安芸津町2工区道路河川等維持業務			

※ 入札公告に「一抜け方式の対象」であることを明示します。

※ 開札の順位は、設計金額の高い順に設定します。

3 地域条件付一般競争入札の試行導入について

1 趣旨

エリア分割による建設業者の受注機会を確保していくことで、建設業者の育成及び支援につなげ、雇用の維持・拡大や地域経済の活性化・好循環を促進するとともに、災害に強いまちづくりに資することを目的として、地域要件を入札参加要件に加えた「地域条件付一般競争入札」を試行的に実施します。

2 内容

(1) 試行対象工事

対象工事は次のいずれも満たす工事とします。

ア 市内本店対象案件であること。

イ 維持修繕事業又は災害復旧工事における、土木一式工事であること（橋梁修繕工事は除く）。

ウ 設計金額(税込)が2,000万円未満であること。

※災害の発注状況等により地域条件付としない場合があります。

(2) 地域要件

東広島市内に本店を有し、発注工事の工事場所が属する地域内（次の表に掲げるとおり）に主たる営業所を有することを要件とします。

町	地域	認定等級	請負対象設計 金額（税込）
西条	西条	B	1,000万円以上 2,000万円未満
		C	1,000万円未満
高屋	高屋	B	1,000万円以上 2,000万円未満
		C	1,000万円未満
黒瀬	黒瀬	B及びC	2,000万円未満
安芸津	安芸津	B及びC	2,000万円未満
八本松	西部	B及びC	2,000万円未満
志和			
福富	北部	B及びC	2,000万円未満
豊栄			
河内			

※認定等級の区分で「B及びC」とあるのは、B・Cいずれの等級であっても入札可能とする。

3 適用日

令和8年4月1日以降に公告する案件から適用します。

4 ランダム係数による入札不調への対策について

1 概要

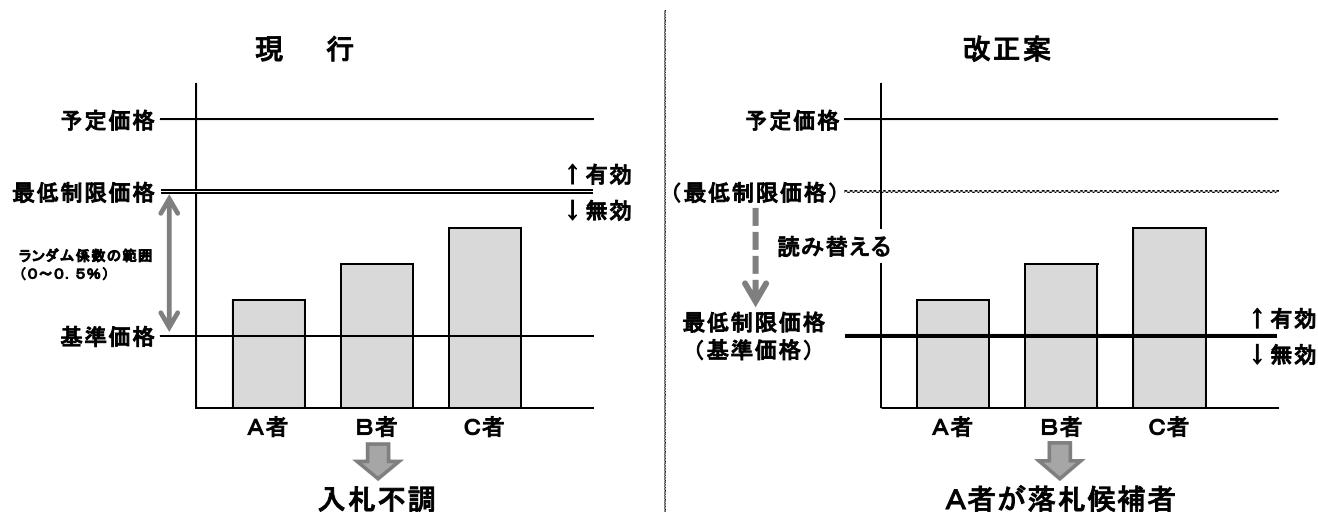
建設工事等の競争入札において、全ての入札者の入札金額が最低制限価格を下回ることによる入札不調が毎年生じ、再入札を行っていることから、早期に工事及び業務に着手できるよう対策を講じるものです。

2 本市の現状

本市では、適正な契約の履行を確保する最低制限価格基準価格（以下「基準価格」という。）に、0～0.5%の範囲においてコンピューターが自動調整した乱数である変動率（いわゆるランダム係数）を基準価格に乗じた額を加えて最低制限価格を決定しています。

3 改正内容

予定価格以下で入札した入札者全ての入札金額が最低制限価格を下回る場合には、基準価格を最低制限価格に読み替えて落札候補者を決定するよう運用を改めるものです。このような事案が発生した場合、開札結果の公表については最終結果（基準価格を最低制限価格と読み替えたもの）のみを公表することとします。



4 適用日

令和8年4月1日以降に公告又は指名等通知する案件から適用します。

5 災害実績条件付一般競争入札の中止について

1 趣旨

平成30年7月豪雨災害による災害復旧工事の入札不調が多発したため、災害復旧工事を受注した建設業者を評価することにより、災害復旧工事の受注を促進し、早期復旧を図ることを目的に試行していましたが、災害復旧工事の進捗を踏まえて運用を中止します。

2 適用日

令和8年4月1日以降に公告する案件から、運用を中止します。

6 災害復旧工事の発注に係る運用の廃止について

1 趣旨

入札不調を防止し災害復旧工事を円滑に進めるため、災害復旧工事（土木一式工事）においては、入札参加資格の認定等級（格付け）を緩和して設定していましたが、近年の入札状況を考慮して運用を廃止します。

2 変更内容

下表のとおり、平成30年度から開始した運用を見直し、通常工事と同じ設定で発注します。

平成30年度以降運用

請負対象設計金額 (最も金額の高い箇所)	入札参加 格付
土木一式工事	
8,000万円以上	A
3,500万円以上 8,000万円未満	B
3,500万円未満	C



運用廃止（※通常工事と同じ）

請負対象設計金額	入札参加 格付
土木一式工事	
3,000万円以上	A
1,000万円以上 3,000万円未満	B
1,000万円未満	C

3 適用日

令和8年4月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から運用を廃止します。

7 災害復旧工事に係る積算内訳書の簡略化の廃止について

1 趣旨

災害復旧工事においては、受注者の負担を軽減するために積算内訳書の簡略化を認めていましたが、災害復旧工事の進捗を踏まえて、簡略化を廃止します。

2 変更内容

入札金額の積算内訳書は、ダンピング受注の防止や見積りをせずに入札に参加する業者を排除するため、入札時に提出するものとされており、通常工事の場合、直接工事費は設計書等に基づき、積み上げた工種・種別・数量・単価等が分かるように記載することとしています。

入札者の負担軽減として令和2年度から発注する災害復旧工事については、直接工事費は合計額のみの記載を認めていましたが、近年、災害復旧工事は入札者が増加し、入札不調もなく円滑に進んでいることから、積算内訳書の簡略化を廃止し、通常工事と同じ積算内訳書を提出する運用とします。

3 適用日

令和8年4月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用します。

8 積算内訳書に記載する項目の追加について

1 趣旨

令和7年12月に、第三次・扱い手3法の改正による公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）が改正される予定であり、これにあわせて市発注工事の積算内訳書の様式についても改正する予定です。

詳細が決定次第、契約課ホームページ等でお知らせします。

2 様式の改正イメージ

改正する予定の内容は赤字部分です。

例：入札金額の積算内訳書（東広島市建設工事競争契約入札心得 別記様式第5号）

別記様式第5号（第3条の2関係）					
年　月　日					
東広島市長様					
所在地					
商号又は名称					
職　氏　名					
印					
入札金額の積算内訳書					
工事の名称 _____					
工事の場所 _____					
入札金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額）					
￥					
費目、工種及び種別（種目、科目及び中科目）	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘要
中略					
合計（工事価格）					
(直接工事費のうち、材料費　　円)					
(直接工事費のうち、労務費　　円)					
(工事原価のうち、現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額　　円)					
(工事原価のうち、労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費　　円)					
(工事原価のうち、建設業退職金共済制度の掛金　　円)					
項目は予定です。					
注1 費目、工種及び種別（種目、科目及び中科目）は、設計書、仕様書、図面等に基づいて記載すること。また、市長から求めがあった場合は、当該求めに係る積算書類を提出すること。					
2 工事価格と入札金額は、一致させること。					
3 工事価格は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額とすること。					

3 適用日

入契法の改正後、契約課ホームページにおいて周知し、入札公告及び見積依頼においても明示し、新しい積算内訳書の様式で提出を求めます。

9 工事成績条件付一般競争入札について

1 趣旨

公共工事の品質確保を図ることを目的として、工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札を、令和8年度も引き続き試行します。

2 内容

具体的な試行対象案件、設定要件等は次ページ「工事成績条件付一般競争入札について」のとおりです。

設定要件、参加できない者については次のとおりです。

	令和7年度	令和8年度
設定要件	令和4年度から令和6年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点以上の者	令和5年度から令和7年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点以上の者
参加できない者	次の①又は②のいずれかに該当する者 ①令和4年度から令和6年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点未満の者 ②令和4年度から令和6年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）	次の①又は②のいずれかに該当する者 ①令和5年度から令和7年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点未満の者 ②令和5年度から令和7年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）

3 適用日

令和8年6月1日以降に公告する案件から適用します。

（令和5年度から令和7年度までの3か年の工事成績評定平均点が令和8年6月1日以降に通知されるため。）

工事成績条件付一般競争入札について

1 趣旨

公共工事の品質確保を図ることを目的として、工事成績評定点を入札参加要件に加えた「工事成績条件付一般競争入札」を引き続き試行します。

2 内容

(1) 発注対象工事

発注対象は次のいずれも満たす案件とします。

- ア 市内本店対象案件であること。
- イ 土木一式工事での発注であること。
- ウ 予定価格が税込500万円以上であること。
- エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設 計 金 額
A	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程 別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク18件程度（各ランク各町2件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

設定要件は次に掲げるとおりとします。

設 定 要 件
令和5年度から令和7年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点以上の者

※令和5年度から令和7年度までの工事成績評定平均点は、令和8年6月以降に、令和5年度から令和7年度までに工事成績評定対象工事を1件以上受注した全者に対して検査課から通知します。その際、対象受注工事が3件未満の場合には、不足1件当たり65点の「みなし評価点」の補正を行い算出します。

【参加できない者】

入札に参加できない者は、次に該当する者となります。

参 加 で き な い 者
次の①又は②のいずれかに該当する者
①令和5年度から令和7年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点未満の者
②令和5年度から令和7年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効となります。

3 適用日

令和8年6月1日以降に公告する案件から適用します。

（令和5年度から令和7年度までの3か年の工事成績評定平均点が令和8年6月1日以降に通知されるため。）

10 東広島市週休2日運用工事等実施要領の一部改正について

ア 週休2日適用工事等実施要領（土木工事）の一部改正について

1 趣旨

持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善など、将来の担い手確保に向けた取組として、令和5年より週休2日の取組を行っています。

今回の改正は、完全週休2日（土日）を導入し、取組の更なる普及促進を図ります。

2 主な改正の内容

（1）週休2日の定義

完全週休2日（土日）の導入

（2）発注方式

請負対象設計金額3億円以上の建設工事は、完全週休2日（土日）又は完全週休2日交替制の受注者希望型で実施

請負対象設計金額3億円未満の建設工事は、月単位の週休2日又は週休2日交替制の発注者指定型で実施

（3）補正係数

完全週休2日（土日）の補正係数を新設

（4）工事成績評定

受注者の責により、週休2日又は週休2日交替制に取組む姿勢がみられなかった場合、必要に応じて工事成績評定を減点

3 適用日

令和8年1月1日以降から適用します。

イ 週休2日適用工事等実施要領（農林工事）の一部改正について

1 趣旨

持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善など、将来の担い手確保に向けた取組として、令和5年より週休2日の取組を行っています。

今回の改正は、週単位及び月単位の週休2日を導入し、取組の更なる普及促進を図ります。

2 主な改正の内容

(1) 週休2日の定義

週単位、月単位の週休2日の導入

(2) 発注方式

「土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）」を適用する工事のうち、請負対象設計金額3億円以上の工事は、週単位の週休2日又は週休2日交替制の受注者希望型で実施

それ以外の工事は、月単位の週休2日又は週休2日交替制の発注者指定型で実施

(3) 補正係数

「土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）」を適用する工事においては、通期の補正係数を廃止し、週単位及び月単位の補正係数を新設

「治山林道必携」を適用する工事においては、通期の補正係数を変更し、月単位の補正係数を新設

(4) 工事成績評定

受注者の責により、週休2日又は週休2日交替制に取組む姿勢がみられなかった場合、必要に応じて工事成績評定を減点

3 適用日

令和8年1月1日以降から適用します。

ウ 週休2日適用工事等実施要領（営繕工事）の一部改正について

1 趣旨

持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善など、将来の担い手確保に向けた取組として、令和5年より週休2日の取組を行っています。

今回の改正は、月単位の週休2日を導入し、取組のさらなる普及促進を図ります。

2 主な改正の内容

(1) 週休2日の定義

月単位の導入

(2) 発注方式

全ての営繕工事を発注者指定型で実施

(3) 補正係数

月単位の補正係数を新設し、通期の補正係数を変更

(4) 工事成績評定

受注者の責により、月単位、週休2日又は週休2日交替制に取組む姿勢がみられなかった場合、必要に応じて工事成績評定を減点

3 適用日

令和8年1月1日以降から適用します。

11-(1) 発注見通し等の公表対象の変更について

1 趣旨

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（以下「施行令」という。）の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、本市の公共工事の発注見通し等の公表対象を変更します。

2 内容

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律では、発注者に対して公共工事の発注見通しの公表や、入札及び契約に係る情報の公表が義務付けられておりますが、同法施行令で、予定価格が250万円を超えない工事については公表を不要とされていました。

今回の施行令改正で、この「250万円」が「400万円」に引き上げされました。

これを受け、本市の発注見通し等の公表対象となる工事を、250万円から400万円に引き上げています。

3 適用日

令和7年10月1日から適用しています。